

議題 2 学校給食費の徴収状況について

1) 現年度分徴収状況

年 度	調定額	収入済額	未納額	人数	徴収率
平成 2 5 年度	223, 214, 217	219, 454, 195	3, 760, 022	307	98. 32%
平成 2 4 年度	265, 867, 638	262, 832, 225	3, 035, 413	151	98. 85%
平成 2 3 年度	255, 263, 229	252, 831, 213	2, 432, 016	122	99. 00%
平成 2 2 年度	239, 023, 476	236, 708, 870	2, 314, 606	143	99. 00%

★平成 2 5 年度の未納額は、平成 2 6 年 1 月末現在のもの。

★学校給食に対する納入意識の低下などから、徴収率は横ばい若しくは下降傾向にある。

2) 過年度分徴収状況

年 度	調定額	徴収額	不能欠損	未納額	徴収率	備 考
2 5 年度	10, 655, 458	1, 428, 470	0	9, 226, 988	13. 41%	
2 4 年度	8, 651, 918	1, 077, 373	0	7, 574, 545	12. 45%	決算額
2 3 年度	7, 530, 491	1, 191, 089	24, 900	6, 314, 502	15. 8%	決算額
2 2 年度	6, 763, 757	785, 487	537, 120	5, 441, 150	11. 6%	決算額

★平成 2 5 年度の未納額は、平成 2 6 年 1 月末現在のもの。

★平成 2 4 年度分 不能欠損について

- ・これまでの給食費の不納欠損では、時効成立は 2 年としていたのが、平成 2 4 年 5 月 8 日付白監第 13 号通知により、「給食滞納者による民法上時効の援用が必要であり、現不納欠損処理においてはそれがないままに不納欠損処理していたので改善するよう」監査委員から指摘があったため、平成 2 4 年度の給食費の不納欠損について、精査したところ保護者からの時効の援用がなかったため不納欠損の該当者がいなかった。
- ・過年度分については、不況の影響や低所得者の増加に、また学校給食費に対する納入意識の低下などから、未納の人数及び金額が年々増加している。

議題 3 学校給食費の徴収強化について

学校給食費は例年 99%程度の徴収率となっており、殆どの保護者が給食費を納付しているが、一部の保護者にとっては長期に渡り給食費の納付がない状況にあるため、以下により徴収強化に努めている。

給食費の徴収の流れ(平成 24 年度実績)

区 分	内 容	実施時期	特記事項
現年度	給食費未納のお知らせ	年 1 0 回	学校を通じ配布
過年度	催告書	12 月 5 日	郵送
	電話相談及び訪問徴収	随時実施	
	支払督促	12 月 14 日	郵送
	最終通告書	2 月	配達記録郵便
	法的措置(支払督促の申出)	3 月	2 件

《学校との連携》

- ・ 毎月の未納状況を学校長に通知している。
- ・ 未納のお知らせを毎月配布(子供を通して保護者に通知)
- ・ 長期に渡る滞納者については、学校からも P T A や三者面談、家庭訪問等の際に、給食費の徴収についての働きかけをしていただいている。

《要・準要保護》

- ・ 生活に困窮(母子家庭等で経済的に困窮)している家庭にあつては、学校、福祉担当部署、学校教育課と連携し、要・準要保護制度についての説明を行っている。

《文書・電話・訪問による催告》

- ・ 過年度の未納者に対しては、催告書(年 1 回)、支払督促書(年 1 回)及び最終通告書(年 1 回)の送付を行っており、電話催告及び訪問徴収も随時行っている。

《子ども手当からの充当》

- ・ 子ども手当支給世帯で、過年度分を 6 か月以上滞納したものを対象としており、平成 23 年度から保護者の同意を得て、子ども手当から給食費の滞納分に充当している。

H 2 4 年度の徴収実績

- ・ 48 名 18 世帯 対象金額 1,947,995 円で 3 件 59,400 円の納入があった。

H25 年度分（児童家庭課と調整後）2 月支給 1/20 申出締切分

対象：344 名 265 世帯 対象金額：8,701,628 円（H18～24 年度）

※ 実際の対象者

216 名 160 世帯 金額：4,562,753 円（H18～24 年度）

※平成 25 年度から、対象者を過年度で 6 か月以上の滞納者から 1 年以上滞納している者に拡大したため、対象金額が増えている。

H25 年度の徴収実績

- ・ 随時発送分 15 件 294,495 円の納入があった。
- ・ 2 月に、1 件 30,100 円納入予定。（2 月支給 1/20 申出締切分）

【支払督促制度】

長期に渡る滞納者で支払の意思をみせない者に対しては、滞納者（債務者）の住所地の簡易裁判所に支払督促の申し出を実施している。（民事訴訟法）

支払督促制度では裁判所の書記官から債務者に対し、支払督促が発布され、債務者からの異議申し立てがない場合は、給料等の強制執行（財産の差し押え）が可能となる。（鎌ヶ谷市、山武市及び八街市で実施）

支払督促の申出について

区 分	内 容
件 名	学校給食費請求事件
申立場所	千葉地方裁判所佐倉支部佐倉簡易裁判所他 ※債務者の住所地の簡易裁判所
申立対象者	※給食費の滞納が 11 ヶ月以上あり、文書催告、最後通知、分納誓約書の提出及び電話・訪問徴収等に一切応じない者。 ※過年度分が対象となる。
申出の件数	・ 申出件数 2 件 （190,600 円）
申出内容	学校給食法第 11 条第 2 項及び白井市学校給食共同調理場管理規則第 8 条第 1 項により学校給食費を請求する。
申 出 日	平成 25 年 3 月 27 日

※ 対象者は、各児童生徒の保護者となります。

平成 21 年度 4 件申出

- ・ 一部納付があり分納誓約書の提出を受けたため 4 件とも取下げ

平成 22 年度 4 件申出

・ 7 月 1 日に完納され、2 件は生保世帯であることから、取り下げ、1 件は誓約書のとおり納付の履行を求めた。

平成 23 年度 4 件申出

・ 4 件中 1 件は、平成 24 年 8 月 30 日に 10,200 円納入があったが外 3 件は支払の約束をしたが履行されていない。

平成24年度 2件申出

【支払督促制度】平成24年度実施分

番号	対象者	滞納額	現在の状況
1	大小2年 ～6年	80,200	H25.3.27 支払督促 H25.8.2 80,200円完納した。
2	大中1.2年	110,400	H25.3.27 支払督促 H25.7.3 分納誓約書の提出あり。 H25.11/18 現在11月末に支払予定を約束 H26.1.28 現在支払が履行されていないため、電話催告したが留守
計		190,600	